

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 新市において、大野郡 5 町 2 村を区域とした農業委員会を一つ設置する。
- 2 農業委員会の公選による委員の定数については、3 0 名とする。
- 3 農業委員会委員の選出方法については、合併後選挙区制を導入する。
ただし、選挙区の定数については、おおむね選挙人の数に比例して算出されたものとする。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会